

信州おもてなしマイスター認定要領

(趣旨)

第1 本県を訪れる観光客に感動を与え、好印象を持ってお帰りいただくとともに、口コミ等による情報発信やリピーターとして再訪していただくためには、県民一人ひとりが思いやりとおもてなしの気持ちを持って観光客の方々に接することが大変重要である。

このため、県内の各業界・各地域のおもてなし向上を牽引するリーダーを養成するため、中核となり得る人材に対して行われる、信州おもてなし未来塾（以下「未来塾」という。）の塾生を「信州おもてなしマイスター」として認定し、本県への一層の誘客を促進しようとするものである。

(認定基準等)

第2 信州おもてなしマイスターの認定基準は次のとおりとする。

- (1) 長野県観光スポーツ部山岳高原観光課又は観光誘客課が実施する未来塾に参加し、講座を受講した者。
- (2) 観光関係団体が実施する各種研修会等に参加し、自己啓発のための努力を継続して行えるか、または行っている者。
- (3) 信州おもてなしマイスターとしての次の要件の適性を有する者
 - ア どこでも、サービス、ホスピタリティ、おもてなしの実践の話ができること。
 - イ おもてなしについて、自ら考え、それを行動に落とし込む、その方法を考えることができること。
 - ウ おもてなしの知識を自分のものにし、知恵を掴み取り、行動に落とし込む力を持つとともに発信していること。

(認定手続き及び認定)

第3 信州おもてなしマイスターの認定は、次のとおりとする。

- (1) 本要領の第2の(1)から(3)に該当し、信州おもてなしマイスターの認定を希望する者は、申請書(別紙様式1-1、1-2及び2)に必要書類を添付し、長野県知事(以下「知事」という。)あてに提出するものとする。
- (2) 提出先は、長野県観光スポーツ部山岳高原観光課とする。
- (3) 知事は、第3の(1)により申請書(別紙様式1及び2)が提出された場合は、その書類審査を行い、おもてなしマイスターとしての適性を有すると認められる者を信州おもてなしマイスターとして認定する。
- (4) 第3の(3)号中の書類審査にあたっては、未来塾塾長の意見を聴取するものとする。

- (5) 信州おもてなしマイスターに認定された場合は、その認定の証として、「信州おもてなしマイスター」認定証及びピンバッジを授与する。

(認定の更新)

第4 信州おもてなしマイスターは2年制の更新とする。

- (1) 信州おもてなしマイスターの更新を希望する者は、最初に信州おもてなしマイスターの認定を受けてから2回目は2年以上、3回目は4年以上経た後に、別紙様式3を提出し、更新の認定を受けることができる。
- (2) 更新の認定にあたっては、未来塾塾長の意見を聴取することとする。
- (3) 更新は4年以上経た3回目までとし、それ以降は本要領第5に該当する場合を除き、永年の信州おもてなしマイスターとする。
- (4) 更新の申請期間は、各更新対象年の8月1日から9月末日までとする。

なお、更新申請に関する個別の案内は行わないため、該当者は自身で更新時期を確認し、期間内に申請を行うこと。

(認定の取消)

第5 知事は、信州おもてなしマイスターがその称号にふさわしくない行為があった場合等には、その認定を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、信州おもてなしマイスターから認定の取消の申し出（様式は任意とする）があったときは、認定を取消すものとする。
- 3 知事は、信州おもてなしマイスターの認定を取り消すときは、未来塾塾長に報告し、了承を得るものとする。

(信州おもてなしマイスターの活用等)

第6 信州おもてなしマイスターは次の役割を積極的に果たすものとする。

- (1) 常におもてなしの心を持って観光旅行者等に接すること。
- (2) 地域や社内外の研修講師として、おもてなし実践事例の普及啓発を図るなど、本県の受入体制の整備に積極的に発信すること。
- (3) 信州おもてなしマイスターは、年間の活動状況及び実績（4月から3月までとする。）を別紙様式4により翌年度5月末までに毎年知事に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 27 年 2 月 14 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。